

近年、子どもを巻き込むいじめ、体罰、児童虐待、児童ポルノをインターネットで販売などが多発しています。

子どもの権利につきましては、平成元年の国連総会で、子どもの権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目的とした「児童の権利に関する条約」が採択され、我が国も平成6年4月にこの条約に批准しました。

今後、子どもを理由とする不利益取扱い等の問題は、子どもの人権に関する重大な問題の一つです。

1 いじめについて

最近の子どものいじめは、多様化が進み、情報通信機器の介在によりいじめが一層見えにくくなっている実態も見られます。

子どもを取り巻く学校、家庭や社会環境等が複雑に絡み合った問題がありますが、その根底には、他人を思いやる等の人権重視意識の希薄さがあると思います。そして、些細な口喧嘩についても、相手を傷つけてしまう場合があります。

平成25年6月の「いじめ防止対策推進法」成立を受け、いじめの未然防止や早期発見・早期対応の取り組みを進めています。

今後も、お互いの異なる個性を尊重しあえる人権感覚を養う環境(学校・地域・家庭)を作っていくことが重要です。

(出典 法務省)

2 体罰について

体罰は、「学校教育法」第11条で禁止されており、児童・生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為等の土壌を生むおそれがあり、いかなる場合でも許されません。

学校や家庭で発生する事案は、なかなか発見(密室)することが難しく、いじめ同様、普段通りの行動をしていない場合に注意することが大切です。

体罰の成立要件には、

- 1 懲戒の対象となる行為(殴る、蹴る)
- 2 被罰者の身体に対する侵害を内容とするか、被罰者に肉体的苦痛(端坐・直立等・特定の姿勢を長時間にわたって保持させる)を与えるようなもの
- 3 あくまでも「罰」の範疇(はんちゅう)であること

また、家庭教育における躰(しつけ)の名目で、体罰を繰り返す事件も後

を絶ちません。
今後も、成長過程における未熟さを鑑み、力による解決の志向を助長しないことが重要です。

(出典 法務省、文部科学省)

3 児童虐待について

昨今、幼児や児童を、親などが虐待し、中には死に至らしめるという事件が、多発しています。

児童虐待とは、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待に分類されます。

- 1 身体的虐待には、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、溺れさす、首を絞めるなど
- 2 性的虐待には、子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィティの被写体にするなど
- 3 ネグレクトには、家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置するなど
- 4 心理的虐待には、言葉による脅し、無視、兄弟間で差別的扱い、暴力(DV)、兄弟に虐待行為を行うなど

今後も、早期発見、早期対処が必要で、見逃さない環境(学校・地域・家庭)を作っていくことが重要です。

(出典 厚生労働省)

4 児童ポルノをインターネットで販売

平成26年7月「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改正されましたが、依然と国内外での児童買春や性的虐待、インターネット上における児童ポルノの氾濫など、児童を性的に商売の道具にする商業的性的搾取の問題が世界的に深刻になっています。

今後も、保護者の理解と、どんな使い方(利用方法、フィルタリングなど)をしているか、注意深く子どもを守ることが重要です。

(出典 厚生労働省)

5 小さな一歩

様々な環境で生活をしている現代では、問題解決には欠かせないのが人間関係ですが、希薄化になっていると取りざたされ、身近な人に相談できないということでさらにストレスを増幅させてしまいます。決して一人で悩みを抱え込まないで、誰か（友人、先生や両親などに相談）に打ち明けることで、少しでも悩みが軽減になれば幸いです。

また、安心して下記へ相談(守秘義務があります)してください。